

収入
証紙

様式第八十二

配置販売業許可申請書

営 業 の 区 域		奈 良 県 一 円			
取 と す る 品 目	名 称	成分及び 分量	用法及び 用量	効能又は 効果	製造販売業者の 氏名又は名称
		(別 紙 の と お り)			
申請者(法人にあつては、その業務を行なう役員及び令第五十条に規定する者を含む)の資格事項	1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと				
	2)禁錮以上の刑に処せられたこと				
	3)薬事に関する法令又はこれに基づく処分を違反したこと				
	4)後見開始の審判を受けていること				
備 考		①省略書類 【 有(下記※のとおり) ・ 無 】 (※登記事項証明書・組織規定図・有資格者を証する書類は、平成 年 月 、許可番号 に係る許可申請・変更届 に添付済みのため省略)			

上記により、配 置 販 売 業の許可を申請します。

年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

TEL () ー

奈良県知事

殿

印

取り扱おうとする品目

申請都道府県名		申請者の氏名						
奈良県								
収載台帳 県名	巻	品目番号	品	目	の	名	称	製造業者の氏名または名称
奈良県、富山県、滋賀県及び佐賀県の配置家庭薬品目収載台帳に記載された品目 ただし、廃止等により経過措置品目とされた品目については、経過措置期限内に市場からなくなるよう、代替品などへのすみやかな切り替え等、適切な措置を行う。								

【共通様式4】

診 断 書

氏 名		性 別	男・女
生年月日	大正 昭和 年 月 日	年 令	才
上記の者について、下記のとおり診断します。 1. 精神機能の障害（□にチェックを付けて下さい） ☐ 明らかに該当なし ☐ 専門家による判断が必要 専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載して下さい。（注1）） 2. 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者でない。			
診断年月日	平成 年 月 日		
病院、診療所又は介護老人保健施設等の 名 称 所在地 T e l () (注2) 医師の氏名 印			

(記載上の注意)

- 1 精神機能の障害の程度・内容により、許可（登録、免許、指定、届出）された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書き下さい。
- 2 必要に応じて、診断書を作成した医師から精神機能の障害の程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載して下さい。

組織規定図

当社の組織規定図は、上記のとおりであり、当該許可に係る業務を行う役員は、



の者であることを証明します。

平成 年 月 日

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名

印

奈良県知事 殿

（記載上の注意）

- ・ 登記事項証明書に記載されている取締役役員全員を記載し、代表取締役及び当該申請に係る業務を担当する役員については、 でその役職及び氏名を囲み明示すること。
- ・ 登記された法人代表者印を押印すること。

【共通様式6】

誓 約 書

私は、下記の者が薬事法（昭和35年法律第145号）第5条第3号イ～ホに該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名

印

奈良県知事 殿

記

業務役員の住所

業務役員の氏名

（生年月日 年 月 日生）

業務役員の住所

業務役員の氏名

（生年月日 年 月 日生）

業務役員の住所

業務役員の氏名

（生年月日 年 月 日生）

（記載上の注意）

- 1 当該申請店舗において実地に業務を行う役員については、この誓約書を提出しても無効であり、診断書が必要である。
- 2 登記された法人代表者印を押印すること。

【共通様式6】

誓 約 書

私は、下記の者が薬事法（昭和35年法律第145号）第5条第3号二（成年被後見人に係る部分を除く。）及びホに該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名

印

奈良県知事

殿

記

業務役員の住所

業務役員の氏名

（生年月日 年 月 日生）

業務役員の住所

業務役員の氏名

（生年月日 年 月 日生）

業務役員の住所

業務役員の氏名

（生年月日 年 月 日生）

（記載上の注意）

- 1 当該申請店舗において実地に業務を行う役員については、この誓約書を提出しても無効であり、診断書が必要である。
- 2 登記された法人代表者印を押印すること。